

萩住宅維新実行委員会会則

(名 称)

第1条 本会は、萩住宅維新実行委員会と称すし事務局を会長の自宅に置く。(萩市椿東 401-45)

(目的及び組織)

第2条 本会は、住まいと健康の関係性から、よりよい健康的な暮らし方を普及することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 目的を普及させる方法の企画・開発
- (2) 目的を普及させる活動の実施
- (3) 本会の目的を達成するために必要な活動

(役 員)

第4条 本会に次の役員をおく。

会長 1 名、 会計 1 名

(役員を選出)

第5条 会長・会計は、総会において選出する。 会長は、会員の互選とする。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員任務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

(顧問及び参与)

第8条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

顧問及び参与は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(経 費 等)

第9条 本会の経費は、助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(そ の 他)

第11条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則 本会則は、平成29年4月1日より施行する。